

天童商工会議所魅力あるまちづくり事業

平成28年度空き店舗対策助成金募集要項

天童市内の中心商店街活性化を目的に、空き店舗に出店する企業を応援し、地域経済の発展の一助とするため、天童商工会議所の予算の範囲内において1年間、最高100万円を助成します。

1. 募集の対象となる方、対象となる事業

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、天童市中心商店街（※1）等の空き店舗を活用して事業を開始する中小事業者。（※2）

※1 天童市中心商店街・・・グリーンモールてんどう商店街、天童中央商店街、ニューてんどう商店街、北本町商店街、王将通り商店街

※2 中小事業者とは・・・別表1を参照

- ①出店が確実であり、事業内容の熟度が高く計画内容通り持続的な発展が見込まれること
- ②市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や将来的な雇用の創出を期待できる事業であること
- ③天童市を盛り上げるため、地場産業、スポーツ、観光等の活用が期待できる内容であること
- ④出店する事業が、農林漁業、NPO、風俗営業などに加えて別表2の業種に該当していないこと（別表2以外の業種であること）
- ⑤天童商工会議所に入会していること（入会見込みがあること）
- ⑥出店する地区の商店街の活動に積極的に協力できること
- ⑦当所で関わりのある下記の補助金等の採択者でないこと
 - i 平成27年度天童商工会議所空き店舗対策助成金
 - ii 平成27年度補正予算小規模事業者持续化補助金
 - iii 平成28年度やまがたチャレンジ創業応援事業創業助成金
- ⑧次の欠格事項に該当しておらず、出店する業種が関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に寄与することであること
 - i 国税または地方税の滞納があるもの（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く）
 - ii 金融機関等からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠りまたは滞っているもの（ただし、金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く）
 - iii 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - iv その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

2. 助成金の額と期間

当所予算の範囲内において年間最高100万円、助成期間は1年間

(平成29年3月までに出店し、決定後又は出店してから1年間)

*事業の内容、助成金の申請金額及び採択者数によって採択金額は変更します。本事業全体で最高金額は100万円までです。

*やむを得ない場合を除き、助成開始後2年未満で閉店する場合は助成金を全額返金していただきます。

3. 採択数

1事業所または2事業所

4. 助成対象となる経費

空き店舗へ出店にあたり、次の経費の全額が採択金額を上限に助成の対象となります。

- ① 使用目的が、事業継続ありと明確に特定できる経費（改裝費用等初期費用は該当なりません）
- ② 助成期限内の支払の経費（助成期間を参照ください）
- ③ 領収書等、証拠書類によって内容等が確認できるもの。（その他、経費によっては他に資料が必要となるものもあります。）
- ④ 本助成事業として採択された場合、助成金の交付決定日以前に支出した経費は対象となりません。また、支払日が対象期間内のものになりますのでご注意ください。

（科目ごとの内容、支払い例、留意点）添付資料：請求書、領収書以外に別途書類が必要なもの

経費区分	内 容
店舗の水道光熱費	水道代、電気代、ガス代、灯油代
通信費等	固定電話代、インターネット通信費、顧客の為の有料放送経費 「対象外」…携帯電話
店舗等借入費	店舗・事務所・顧客のための駐車場の賃借料・共益費、その他店舗等借入・運営に必要な経費 「添 付」…賃貸契約書 「対 象」…顧客のための駐車場の除雪費 「対象外」…敷金・礼金・仲介手数料、通勤用駐車場 「対象外」…自己所有の自宅または、賃貸している自宅の一部を事務所や店舗として使用する場合

- ・ 支払の際の振込手数料は対象外です。なお、支払先によっては振込手数料差引での支払可の場合もありますが、その際、差し引いた額が対象経費となります。
- ・ 初期費用は対象外です。（ランニングコストのみ）
- ・ 公共料金の督促手数料等、本体・対価以外の部分は対象外です。

5. 募集期間

平成28年7月7日（木）～平成29年1月16日（月）必着

- (注) 受付時間（持参の際）は、平日9:00～17:00内（12:00～13:00休憩時間除く）となります。募集の最終日は、17:00時点を最終提出期限とします。
- * 計画書作成に関する相談は随時受け付けていますので、申請をお考えの方はできるだけ早めにご相談ください。
- * 本要項に記載のない事項については、随時判断しますのでお問い合わせ下さい。

申請から事業報告までの流れ

- | | |
|------------|---|
| ①募集・申請書提出 | 平成28年7月7日（木）～平成29年1月16日（月） |
| ②審査会 | 平成29年2月上旬 |
| ③決定通知 | 平成29年2月下旬 |
| ④事業開始・助成開始 | 決定月又は平成29年3月
(決定月又は出店開始月から採択金額を月々助成します) |
| ⑤中間報告書 | 事業開始後6ヶ月分を6カ月経過後1カ月以内に提出 |
| ⑥事業報告書 | 事業開始1年経過後、1ヶ月以内に提出
(不適切な支出や助成対象金額が採択金額に満たない場合は差額を返金していただきます) |

6. 提出書類（チェックシートにより確認ください）

- ① 助成金申請書（様式1）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 誓約書（別紙2）
- ④ 事業を行うにあたり必要となる許認可証の写し
- ⑤ 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し（3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 直近の市県民税、所得税、事業税、消費税の納税が確認できる書類
(税金が出ていない場合は課税証明書)
- ⑦ 店舗等の賃貸契約書の写し
- ⑧ 事業を行う場所の地図、パンフレット、店舗画像等、参考資料
- ⑨ その他商工会議所会頭が必要と認める書類

7. 審査方法

天童商工会議所空き店舗対策助成金審査委員による審査。なお、審査会で応募者にプレゼンテーションを行っていただきます。

審査会へ参加できない場合は本助成金を受けられません。

8. 個人情報の使用目的について

本事業に提供いただいた個人情報は、審査会を含む本事業の遂行や、当所の会議等の資料として使用します。また、当所の会報等に掲載をお願いする場合がございますのでご協力下さい。

9. 交付決定後（助成金支払）について

- ①審査結果については、平成29年2月下旬頃に書面にて通知します。
- ②助成金の支払は1ヶ月ごとの概算払い（先払い）となります。但し最終月については事業報告書提出後の精算払い（後払い）となります。
- 助成開始6ヶ月後に中間報告書を1ヶ月以内に、助成終了後1ヶ月以内に事業報告書と領収書や請求書等の写しの提出が必要となります。内容を精査し、不適切な支出があった場合や採択金額に満たない場合は返金をしていただきます。
- ③やむを得ない場合を除き、助成後2年未満で閉店する場合は全額返金していただきます。
- ④原則は計画書の通り営業を行っていただくことを前提として助成金を支払いますが、やむを得ず大きな計画変更（業種の変更等）となる場合は事前にご相談ください。
- ⑤助成金は、経理上、交付を受けた事業年度における「収益」として計上することになりますので法人税等の課税対象となります。（法人は営業外収益、個人事業は売上収入の雑収入に計上）

10. お問い合わせ、書類提出、相談窓口

天童商工会議所中小企業相談所（TEL 023-654-3511）

〒994-0013 天童市老野森1-3-28

別表1 中小企業者の定義（資本金等と従業員の数いずれかをみたす事業者）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

別表2

平成19年11月改訂「日本標準産業分類」における、産業大分類のS公務及びT分類不能の産業を除く全ての業種とする。ただし、次に掲げる産業大分類においては、中分類のうち右欄に掲げる小分類を除外する。

大分類		中分類		小分類	
Q	複合サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）		全業種
R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種